

論壇

租税行政における情報の非対称性と税理士制度



菅納敏恭 【神田】

税理士法では「税理士は、・・・申告納税制度の理念」にそのものと規定されている(第一條。本稿ではこの「申告納税制度の理念」について最近の学

術分野である「法と経済」学、特に「情報の非対称性」をめぐる議論を踏まえて税理士制度の機能について一つの考えを問いたいと思う。

1. 「情報の非対称性」の理論

自由経済の考えからすれば、社会構成員が自由に意思決定することによってその社会は最適な状態(パレート最適)になるはずである。しかし現実社会はそのようにならない。このような状態を「市場の失敗」というがその一つとして「情報の非対称性」が論じられている。

例えば、中古車の売り買いでは、自分の車を売ろうとする者はその車の状態や履歴など十分な情報を持っているが、買おうとする者にはそのような情報が充分ではない。そのため中古車市場では正当な価格での取引成立が難しい。取引の当事者の間に「情報の非対称性」があると、知らない欠

2. プリンシパル・エージェント

社会には、他人の行動により大きく影響を受ける関係がある。

例えば、医師と患者の関係である。どのような治療をどのようにするか、そ

い。新しい医療技術を試してみたいかもしれないし、製薬会社などからの誘惑があるかもしれない。

あるいは株式会社において、株主の利害は取締役の行動や判断に依存するが、取締役が常に株主利益の最大を目指しているかは保障できない。また企業の従業員が勤務時間中つねに真面目に業務に専念しているか監督しきれない。

このような関係をプリンシパル(本人)とエージェント(代理人)といい、「情報の非対称性」の一つであるとされる。

近代国家は国民に所有権を認め自由な経済活動を許している。国家は原則として生産活動を行わないので、国家はその機能を果たすために要する財源も民間に求めなければならぬ。租税はそうした公共需要の原資を調達する制度である。課税関係における納税者の本質は納税の義務を負う者として現れる。

3. 租税行政における「情報の非対称性」

課税徴収という機能から見て租税行政は納税者に情報を求めるプリンシパルであり、課税の基礎となる情報を持っている納税者の行動いかに依拠している。納税者は情報提供を求められるエージェントである。そのため課税制度には「情報の非対称性」から起こる弊害を防ぐための制度が必要とされる。

課税徴収という機能から見て租税行政は納税者に情報を求めるプリンシパルであり、課税の基礎となる情報を持っている納税者の行動いかに依拠している。納税者は情報提供を求められるエージェントである。そのため課税制度には「情報の非対称性」から起こる弊害を防ぐための制度が必要とされる。

4. 「申告納税制度の理念」

税理士は、「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定されている(税理士法第一條)。ここにいう「申告納税制度の理念」とはどのようなものであろうか。

税理士は、「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定されている(税理士法第一條)。ここにいう「申告納税制度の理念」とはどのようなものであろうか。

5. 税理士の職能

税理士は、公的立場を持つ納税者の代理人として納税者の公的義務を果たすことを支援する役割を担う。依頼人である納税者は確定申告を通じて租税行政に一定の責務を負うのであるから、その代理人である税理士も依頼人納税者の個人的利害のみを代理して法令違反に荷担することはあり得ない。

このことは個別事案において権利侵害の救済を求め、個々の納税者の権利擁護にとどまらない。もちろん、民間における税務専門家として税理士は個別の事案において違法不当な租税行政とは対峙することは当然である。しかし「申告納税制度の理念」においては納税者は一方的に課税される者ではなく適正な租税行政にも責務を負う者である。税理士はそうした納税者を支援する専門職であるから、個別の事案の解決を通じて租税行政が適正に執行されるように図ることが期待されているものと解されよう。

6. まとめ

自由経済体制をとる近代国家では、公共の原資を民間に求めざるを得ないが、その課税の基礎となる情報は圧倒的に民間側にある。そこで課税の基礎となる「情報の非対称性」を解消するために申告義務が設定されているのであるが、申告納税制度では一歩進んで一般人にも租税債権債務関係を確定する権限があり、納税者として行政法関係の一端を担っている。税理士はこのような公的立場にあ

る納税者を代理し支援する専門職であるので、単に依頼人納税者の個人的利害を守るだけではなく、「申告納税制度の理念」からも適正な租税行政の確立に務めるべき職責があると考えるべきであろう。(紙幅の関係で参考文献等示さないが、「情報の非対称性」については経済学の教科書を参照されたい。納税者と税理士とのエージェント関係については機会を得て論じたい。)

式では申告行為に租税債権債務の確定という法的効果を与えられる。つまり確定申告は一般人が行うものであるが行政法関係の行為として日々経済活動を行いながら、確定申告においては行政法関係の一端を担う立場にあることを意味する。

納税申告は租税行政における「情報の非対称性」を解消する制度であるが、「申告納税制度の理念」は、単なる情報提供義務を超えて一般人が行政法関係の一端を担うという公的立場にあることを意味する。